

学校給食制度と生存権・教育を受ける権利（続）

藤 澤 宏 樹

はじめに

1 学校給食制度の概要

1-1 学校給食実施に係る制度の概要

1-2 学校給食費に係る制度の概要

1-3 学校給食制度の特徴

2 学校給食制度の特徴から考える

2-1 単一献立方式と学校給食—アレルギー・宗教的理由のある児童・生徒への対応を中心に

2-2 弁当対応と学校給食

2-3 小学校給食費の「抜本的な負担軽減」について—2025年12月の3党合意批判

3 「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利の改修

3-1 「おいしい」を欠いた学校給食制度

3-2 「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利の改修

3-3 学校給食においてなぜ「おいしい」が軽視ないし等閑視されてきたのか

おわりに

はじめに

2025年2月、自民党・公明党・日本維新の会による3党合意は、2026年度から小学校給食を無償化すると述べた。ところが、同年12月の3党合意では、無償化は断念され、代わりに子ども¹⁾1人あたり月5,200円の基準額まで公費負担するという制度案が公表された。2月の3党合意を事実上覆す、きわめて「情けない」ものであった。しかし、「情けない」のは政治ばかりではない。研究も同様である。そもそも学校給食を食べることとはいったいどういうことなのか、学校給食とは何か、憲法との関連如何といった問題に関する研究は、これまでほとんど深まっていなかった。この状況に危機感を抱いた筆者は、「学校給食制度と生存権・教育を受ける権利」²⁾（以下「前稿」）で、今般の学校給食無償化議論に疑問を呈し、学校給食とは何か、学校給食を食べるとはどういうことか、学校給食と憲法との関係如何を問うた。そして次の結論を得た。学校給食には教育と福祉の両方の側面があり、①学校給食とは、学校生活における子どもの食を保障することによって、学校生活における子どもの人間に値する生存を保障する制度として位置づけられる。②学校給食と

1) 本稿で「子ども」とは児童・生徒と同義とし、互換的に用いる。

2) 藤澤宏樹「学校給食制度と生存権・教育を受ける権利」賃金と社会保障1884号（2025年）48頁。

は「おいしく味わう」公益を実現するものである（「おいしい」は公益）。③子どもは「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利を有する。

しかし、冒頭に述べたように、問題状況が変わり、検討しなければならない事項が生じた。また、自説に改修すべき点があるとも考えた。さらに、2025年度中に公表する必要性も感じた³⁾。そこで本稿では、前稿で論じきれなかった事柄を含めて、ここにあらためて論じることにした。以下、まず、現行学校給食制度の概要を確認し、次に、制度の課題を検討し、最後に、自説の改修に進むことにしたい。

1 学校給食制度の概要

2023年度現在、学校給食実施状況は次のとおりである。学校数では小学校99.1%、中学校91.5%、義務教育学校98.6%、中等教育学校前期課程67.9%、特別支援学校89.7%、夜間定時制高校63.5%であり、合計で95.6%である。児童・生徒数では小学校99.3%、中学校91.7%、義務教育学校99.7%、中等教育学校前期課程65.6%、特別支援学校94.8%、夜間定時制高校24.6%であり、合計で96.1%である⁴⁾。学校給食費の平均月額は、小学校4,477円、中学校5,121円、夜間定時制高校4,977円である⁵⁾。なお、全体の約3割にあたる547自治体が小中学校給食費の無償化を実現している。

1-1 学校給食の実施に係る制度の概要⁶⁾

学校教育法21条は、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、同条4号において生活に必要な食について基礎的な理解と技能を養うことをあげる。学校給食法1条は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると学校給食の意義を述べる。2条では、義務教育諸学校における教育目的を実現するための目標を7つ挙げる（後述）。4条では、学校給食実施を学校設置者の努力義務とする。5条では、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならないとする。

学校給食法8条1項に基づき定められている学校給食実施基準（文科省告示61号（平成21年3月31日））においては、すべての児童・生徒を対象とした給食の実施が規定されている（1条）。学校給食は、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施される（2条）。学校給食の実施にあたって、学校設置者は、児童・生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮する（3条）。学校給食に提供する食物の栄養内容の基準は、

3) 本誌に投稿した理由の1つがここにある。

4) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校給食実施状況調査（令和5年5月1日現在）』（2023年）1頁。

5) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校給食費調査（令和5年5月1日現在）』（2023年）1頁。

6) 2025年12月現在のもの。

学校給食実施基準 4 条別表「児童又は生徒一人一回当たりの平均所要栄養量の基準（学校給食摂取基準，直近の改定は2023年）による（学校給食実施基準 4 条，別表（第 4 条関係））。ただし，所要栄養量の基準については，全国的な平均値を示したものであり，適用に当たっては，性別，年齢，個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し，弾力的に運用することとされる（別表（第 4 条関係）注 2）。学校給食の実施方法は，多くが単一献立方式である。

学校給食を実施するにあたり，学校給食法 2 条は，義務教育諸学校における教育の目的を実現するために，(1)適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること，(2)日常生活における食事について正しい理解を深め，健全な食生活を営むことができる判断力を培い，及び望ましい食習慣を養うこと，(3)学校生活を豊かにし，明るい社交性及び協同の精神を養うこと，(4)生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め，生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと，(5)食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め，勤労を重んずる態度を養うこと，(6)我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること，(7)食料の生産，流通及び消費について，正しい理解に導くことという目標が達成されるよう努めなければならないと定める。

食育については，食育基本法が，食育を「生きる上での基本であって，知育，徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ（前文），食育は「食に関する適切な判断力を養い，生涯にわたって健全な食生活を実現することにより，国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として」（2 条）行われるものとする。これを受けた形で，食育基本法17条及び18条に基づき「食育推進基本計画」が策定され，各種施策が実施される。さらに，食育基本法20条は，国及び地方公共団体は学校における食育の推進について定める。具体的な指導は，「各教科等における食に関する指導」「給食の時間における食に関する指導」「個別的な相談指導」など学校教育活動全体を通じて行われる。加えて，2005 年度に新設された栄養教諭が，学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって，学校における食育を充実させていくものと期待されている。

小中学校の学習指導要領においては，総則で学校における食育の推進がうたわれ，学校給食は，第 6 章特別活動のうちの学級活動として，日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関することとして実施される。小学校学習指導要領の解説書は，学校給食に関する指導は，主として給食の時間に指導されることになるが，特に指導を必要とする内容については，学級活動の時間に計画的に取上げて指導することになるとする⁷⁾。また，文科省は『食に関する指導の手引き』⁸⁾で，食に関する指導に関する全体計画の作成や，栄養教諭の役割，各教科での活用例などを詳細に述べている。アレルギーによって給食を食べられない子どもについては，文科省は「学校給食におけるアレルギー対応指針」⁹⁾を定めて

7) 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説特別活動編』（2017年）。特に第 3 章。

8) 文部科学省『食に関する指導の手引き（第二次改訂版）』（2019年）。

いる。

行政組織に関する規律としては、都道府県・市町村に設置される教育委員会の職務権限として「学校給食に関すること」が定められている（地教行法21条11号）。また、学校給食を実施している市町村の多くに学校給食条例（名称はさまざま、条例でなく規則の場合もあり）があり、学校給食の実施や徴収に関する事項が定められている。

1-2 学校給食費に係る制度の概要

2025年度における概要は次のとおりである。学校設置者は、学校給食の運営に係る経費のうち、人件費及び学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費を負担する（学校給食法11条1項、学校給食法施行令2条1号）。これ以外の学校給食に要する経費（「学校給食費」）は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者（学校教育法16条）の負担とされる（学校給食法11条2項）。現在、学校給食費にあたとされているのは食材料費である。ただし、保護者負担規定は、負担の区分を表したものであり、保護者負担軽減を妨げるものではない。

債権債務関係については、学校給食の給付を受ける際、給付を受ける児童・生徒は、学校設置者が学校給食実施基準や学校給食摂取基準等に基づき所定の方法により算出した額のうち、食材料費に該当する部分を学校給食費として、学校設置者（市町村）に支払う義務を負う。学校給食費は、実費負担を保護者に求めるものであるから、学校設置者と保護者との間に締結される給食供給契約によって生じる私債権と考えられる（したがって行政処分でないため差押えできない）。

関係通達等の定めは次のとおりである。1956年文部省管理局通達（昭和31年6月5日文管学第219号）は、義務教育諸学校における学校給食運営について、「(1)学校給食の運営は、教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が、計画し、管理し、職員を指揮監督して行うこと。(2)学校の職員はそれぞれの職務に応じ、学校給食に関する事項を分担すること。(3)教師は学校給食に関する研修につとめ、学校給食計画の改善向上を図ること」とする。翌年の福岡県教育委員会教育長あて文部省管理局回答「学校給食費の徴収、管理上の疑義について」（昭和32年12月18日委管長77）は、「学校給食費は、教科書代と同様の性格をもつものと解される。したがって、この経費を徴収することは、義務教育無償の原則には反しない」、「校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、さしつかえない」等の回答をしている。さらにその翌年の北海道教育委員会教育長あて文部省管理局長回答「学校給食費の徴収管理上の疑義について」（昭和33年4月9日委管77）は、「学校給食法6条2項の規定は、児童または生徒が学校給食を受ける場合のその保護者の負担の範囲を明らかにしたものであって、保護者に公法上の義務を課したのではない」、「法第6条の規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであるが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではな

9) 文部科学省『学校給食における食物アレルギー対応指針』（2015年）。

い」,「学校給食費は,保護者に公法上の負担義務を課したのではなく,その性格は学校教育における教科書代と同様なものであるので,学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はないと解する」と述べている。また,文科省通達は,学校給食費は,児童・生徒が喫食する学校給食の対価として,地方自治法施行令158条1項4号に規定する物品売払代金に該当することから,同項に基づき,学校給食費の徴収又は収納の事務を私人に委託することができるとする(平成29年11月30日総行第288号29初健食第32号総務省自治行政局行政課長・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長「学校給食費の徴収等の事務の私人への委託について」)。

この仕組みの下でも,以前より学校給食無償化に取り組む市町村が多くあることはすでに述べた。この状況もみながら,2026年度からの小学校給食費無償化の議論が2025年の国会で展開された¹⁰⁾。そして,冒頭に述べたとおり,2025年12月,学校給食を実施する公立小学校に対して,子育て世帯への支援強化を目的として,2026年度より子ども1人あたり月5,200円の基準額まで公費で負担する仕組みが示された。詳細は2-3で触れる。

経済的に困窮している世帯への支援制度は次のとおりである。学校教育法19条は,経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して,市町村は,必要な援助を与えなければならないとする。本条に基づく制度として就学援助制度がある。就学援助制度とは,就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(就学奨励法)・学校給食法・学校保健安全法及び独立行政法人日本スポーツセンター法における就学援助規定からなる制度の総称である。就学援助制度の対象者は,①生活保護法6条2項に規定する要保護者,②市町村教育委員会が生活保護法6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(認定基準は各市町村が規定)である。市町村の行う援助のうち,要保護者については国が援助を行い,準要保護者については,市町村が援助を行っている。多岐にわたる援助対象品目の一つに学校給食費が含まれている。

1-3 学校給食制度の特徴

学校給食実施体制については,「原則として,すべての児童に対する学校給食の実施が法制度において予定され,学校給食は,学校教育活動の一環として位置付けられている。…学校給食は利用者である児童の自由な利用選択に委ねられた昼食提供システムではなく,献立内容に関しても選択の余地は存在し」¹¹⁾ないとその特徴を把握する見解があるが,妥当である。学校給食費については,教科書無償化以前のものとはいえ,文部省は「教科書とか給食のように教育課程に必要な教材で学校が規格を定めて父兄に支出を強制するものについては,できればこれを公費負担とすることが望ましいことは言うまでもありません」¹²⁾としていた。

10) 2025年の国会審議については,藤澤前掲注2)参照。

11) 大橋洋一「安全と学校給食」河上正二・沖野真己編『消費者法判例百選(第2版)』別冊ジュリスト249号(2020年)191頁。

12) 文部省『学校給食の現状とその課題』(1961年)105頁。

以上の制度の概観から、特徴をあらためて整理すると、①学校給食はすべての児童・生徒を対象としていること、②学校教育活動の一環として行われていること、③原則として献立内容に選択の余地が存在しないこと、④学校給食費は「教育課程の必要な教材で学校が規格を定めて父兄に強制するもの」であること、という諸点を見出せる。2026年4月から学校給食費の「抜本的な負担軽減」策が実現されたとしても、こうした特徴は、大きくは変わらないものと考えられる。

2 学校給食制度の特徴から考える

前章で示した特徴に考察を加えたい。本稿では、議論の進め方の都合上、1-3で示した特徴①と③(2-1)、①と②(2-2)、④(2-3)という形で分けて検討を加える。④については、2025年12月18日の3党合意を批判的に検討するという形をとる。

2-1 単一献立方式と学校給食—アレルギー・宗教的理由のある児童・生徒への対応を中心に

①学校給食摂取基準と学校給食：学校給食に、原則として献立内容の選択余地が存在しないことについて検討する。検討は、学校給食摂取基準から出発する。学校給食摂取基準は、厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準」を参考にし、その考え方を踏まえるとともに、児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したものである。算出にあたり、家庭での食事で摂取量が不足していると推測される栄養素を可能な範囲で学校給食で補うなどの工夫がされている。学校給食摂取基準については、栄養教諭が食事状況調査や残食調査による状況把握の実施により適切な栄養管理を行ってその内容を指導に生かすことが求められる。学級担任は、栄養教諭と連携しながら、献立の狙い、栄養管理の状況を理解した上で給食の配食を行い、全体及び個別の指導を行うことが求められる¹³⁾。

このような学校給食摂取基準の内容及び運用をみると、献立の選択余地がないことには、一定の理由があるように見える。しかし、アレルギーや宗教的理由などで給食を食べられない児童・生徒たちへの対応という問題が残されている。このうちアレルギーの児童・生徒については、文科省『学校給食における食物アレルギー対応指針』（前掲）が各教育委員会に基本的方針を定めるように求めている。『指針』は、まず安全性を最優先とし、その上で、(1)アレルギーの原因となる食物を提供するかしないかの二者択一を原則とすることが望ましい、(2)元の献立を代替する別の食事を提供するか、原因物質を含む献立を除去した上で提供し除去された部分に相当するものについて弁当対応を取ることが原則的な考え方とする。宗教的理由から特定の食材を食べられない場合の対応は特に決まっていないようであるが、弁当対応とする学校が多いようである。

②単一献立方式と弁当対応：上の対応は、学校給食の現状に則したものであり、一見す

13) 文部科学省『食に関する指導の手引き（第二次改訂版）』（2019年）218-9頁。

ると妥当に思える。しかし、当該弁当の中身に立ち入ると、制度の課題がよく見えてくる。

教育人類学の山ノ内裕子は、アレルギーや宗教的理由により学校給食を食べられない児童・生徒のために弁当を作っている母親たちがどのような経緯で弁当を作るようになったか、日々の弁当について母親自身がどのように考えているか等をインタビュー及び自由記述のアンケートをもとに考察した¹⁴⁾。その結果、食物アレルギーの子どもを持つ母親たちとムスリムの母親たちは、いずれも給食献立を忠実に再現した「コピー弁当」を作っていることがわかった。このことは、母親たちに弁当作りという過重な負担を生じさせる一方で、母親たちは、給食献立の栄養バランスの良さ、メニューのバラエティさを鑑みると給食と同じメニューにした方が献立を考える手間が省ける点でコピー弁当を肯定的に捉えていることもわかった。調査結果を踏まえて、山ノ内は「学校給食における『みんな同じ』という一斉共同体主義のあり方に関しては、そろそろ再考すべきではないだろうか。つまり、食に対して特別のニーズが必要な『食マイノリティ』が『食マジョリティ』に合わせるというやり方ではなく、個々の食の多様性を肯定しつつ、学校の中で『合理的配慮』としてその食の多様性を保障していくことが、必要とされているのではないだろうか」¹⁵⁾とする。

この見解について、「学校給食は同じものを食べることに意味がある。なぜいちいち少数派の人たちに合わせなければならないのか」、「日本人が我慢させられている」といった疑義がありうる¹⁶⁾。しかし、アレルギーの子どもに特別な対応するのは生命に関わることであり、正当化される。また、宗教上の理由で給食を食べられない児童・生徒について同一メニューを食べさせることは児童・生徒の思想信条を侵害する行為であり、かつこのような行為は「人間に値する生存」が保障されないことを意味するから、これも別対応が正当化される。

さらに、宗教的理由で弁当持参を選択している児童・生徒について、「自分勝手だ」との批判もあるかもしれない。この批判には基本的に上の回答で足りているのだが、（百歩いや一万歩譲って）あえてこの批判を受け入れて当該行為が自分勝手な「私益」に基づくものであったとしても、つまり、仮に宗教的理由により学校給食を食べられないためにハラル弁当を持参する行為が「私益」を満たすものと考えたとしても、学校給食を通じて学校教育の目的を達成しうるものであるなら（例えばこのことを教室全体で情報共有して、互いに学び合うことにする場合が想定される）、完全に私益に還元することはできず、む

14) 山ノ内裕子「学校給食の代わりに「コピー弁当」を作るということ―食物アレルギーの子どもを持つ母親とムスリムの母親への調査から―」国際教育協力論集（広島大学教育開発国際協力研究センター）25巻1号（2022年）3頁以下。

15) 山ノ内前掲論文26頁。

16) 2025年9月に北九州市がムスリム対応の学校給食を始めたとの誤情報が拡散されて抗議が殺到し、市教委が会見を開きこれを否定した。市教委には「日本人が我慢させられている」「少数のムスリムのための対応をするのか」などの抗議が寄せられたという。『ムスリム対応の学校給食』に抗議1000件超え誤情報がSNSで拡散、自治体は困惑」産経ニュース2025年10月12日（<https://www.sankei.com/article/20251012-4EGZBMW5GJIZPJHZEFCQ7NZ5QQ/>）。

しろその私益性は収縮され公益性を帯びる、とみることができる¹⁷⁾。

③「食マイノリティ」と単一献立方式、立法府の怠慢：さらに付け加えると、以上のような「食マイノリティ」の事例は、立法府の怠慢を意味している。立法府の怠慢とは、学校給食制度が特定の子どもたちを制度の例外として取り扱い続けてきたにもかかわらず、その構造的排除を是正する検討を行わず、行政裁量に全面的に委ねてきたことを指す。具体的にいうと、学校給食制度発足からこれまで、アレルギーの児童・生徒や宗教的理由で給食を食べられない児童・生徒は間違いなく存在していたはずである。それなのに、立法府は、単一献立方式を当然の前提とした制度を漫然と構築してきたのではないか。そして行政（主として市町村）に対応を丸投げしてきた。立法府はこの意味で批判されなければならない。後述の通り、学校給食制度の設計に際しては、各人の「おいしい」を実現する条件を整えることが不可欠なのである。

2-2 弁当対応と学校給食

続いて、学校給食がすべての児童・生徒を対象としていること、学校教育活動の一環として行われていることについて検討する。ここでも、アレルギーや宗教的理由により学校給食を食べられない児童・生徒の場合を例として考えたい。

①弁当対応による学校給食の目的達成の限界：教育開発学の黒川智恵美は、日本のムスリム移民の学校給食に関する課題について、学校給食におけるこれまでの形式を重んじる同化主義的考えと弁当持参を認める多文化主義的考えの二つの立場を踏まえつつ、ムスリム当事者のインタビューに基づいて、考察を加えている¹⁸⁾。すなわち、ムスリムの児童・生徒への当該市の対応は、弁当持参を認め、日本の学校給食を強要しない多文化主義の形態が取られていた。また、これらの形態をとったとしても、規律を重んじる日本の学校給食の教育的意義を達成することの難しさ、教師や他の児童・生徒が宗教的禁忌を理解することの難しさ、ムスリム児童・生徒と他の児童・生徒との違いによるいじめの懸念が示された。いじめについては、他の論考でも、カレーしか作れないパキスタン人の母がカレーを子どもに持たせたところ、「臭い」「日本人が食べるものを食べられないなら国へ帰れ」といった言葉を浴びせられた¹⁹⁾、弁当箱に豚肉を入れられるという悪質ないたづらを受けた²⁰⁾などの報告がある。教師が宗教的禁忌に無理解である場合もあるようである。学校での情報共有が十分でないなどの理由から、ムスリムの児童・生徒が豚肉を口にしてしまう

17) この段落の記述は、駒村圭吾「憲法における『公益』と『私益』の距離—〈反社会的私益の公益性〉というアクロバットは可能か?」 駒圭吾・松井智予編著『公益の実現における私益の役割』(日本評論社、2025年) 250頁以下にヒントを得た。

18) 黒川智恵美「東広島市におけるムスリム移民と学校給食の在り方に関する考察：移民の統合という視点から」国際教育協力論集(広島大学教育開発国際協力センター) 25巻1号(2022年) 53頁以下。

19) 大形里美、スリ・ブディ・レスタリ、クレシサラ好美『『日本の教育現場でどのようにムスリムの子どもたちを受け入れるべきか：シンポジウムから学ぶ』九州国際大学国際・経済論集12号(2023年) 79頁(大形執筆)。

20) 大形他前掲論文97頁(クレシ執筆)。

事故が生じたというケースもある。

弁当持参に伴う困難に関して、先に取り上げた山ノ内は「宗教的理由から食に関する特別なニーズを持つ子どもの学校での給食時間は、『弁当対応』という名の家庭の自助努力によって成り立っていると言っても過言ではない」とする。つまり、日本の学校給食には福祉的かつ栄養学的な意味合いに加え、「共食」に代表されるような学級集団づくり、国が推奨する「食育」の役割も期待されている。しかし、医学的及び宗教的理由により「食に制限のある子どもたちは、学校給食および学校給食がもたらすさまざまな効果や機会から遠ざけられてきたのである」。さらに山ノ内は、給食の提供と密接に関わる管理栄養学でも子どもたちの弁当の中身や作り手の負担は等閑視されてきたこと、アレルギーや宗教的理由により給食を食べられないことなどで、学校給食の対象「外」となる子どもたちの「共食」は「弁当対応」という家庭での努力によって解決が図られてきたと指摘する²¹⁾。具体的な例として、山ノ内によるインタビューにおけるインドネシア人の親の次の記述を挙げておきたい。「自分たちがイスラム教であると言ったとき、食べられない物がたくさんありまして、ご飯と牛乳だけ欲しいですって言ったら、ご飯を取ったら同じ額を払わないといけなくて、もったいないですよって言われて。全部おうちから持ったほうが安くないかと言われて。そうですねってなって、給食と同じ物を作って持たせたことになったんです」²²⁾。家庭の自助努力による共食実現の一例である。

②弁当対応による学校給食の目的達成可能性：他方、ムスリム家庭の親の中には、子どもは他のみんなと同じものを食べたいだろうと推し量って普段はコピー弁当を用意しながらも、子どもが苦手なメニューの日はみんなとは異なるおかずを入れるとする者もいたという。その理由は、ムスリムであることをポジティブに思っているからというものであった²³⁾。この事例に関していえば、学校給食法2条の7つの目的は、単一献立方式でなければ達成できないような性質のものではない。実際、中学校では選択制給食を導入しているところがあるが、当該中学校が学校給食の目的を達することができていないと指摘されたという話は聞かない。憲法学でも、弁当対応でも学校給食法の目的を達することは可能であり、「思想や宗教上の信条を理由に、弁当対応を求める児童や生徒がいた場合には、認めるのが憲法的にも望ましい」²⁴⁾とするものがある。つまり、必ずしも同じメニューである必要はないのである。

もっとも、ここで忘れてはならないのは、ムスリム家庭の子どもたちも、「みんなと同じものを食べたい」という気持ちがあるということである。この点を指摘した山ノ内・四方は次のように述べる。「食物アレルギーの子どもたちや、宗教的マイノリティの子どもたちの『みんなと同じものを食べたい』という気持ちを尊重すると同時に、彼／彼女たち

21) 山ノ内前掲論文4頁。

22) 山ノ内前掲論文20頁。

23) 山ノ内前掲論文23頁。

24) 片桐直人「鶏肉は食べられない—思想・信条に基づく行為とその制約」法学セミナー817号（2023年）67頁。

の『みんなと異なるものを食べる』という選択をも尊重しなければならない。学校を多様性に関わった場とするためには、学校給食においても、個々のニーズに対応しつつ、多様性を尊重することが必要なのではなかろうか²⁵⁾。このように考えれば、同じものを食べても食べなくても、「共食」だけでも、学校給食の目的は達成されるとみることができる。

③弁当対応と学校給食制度：しかし、上に述べた達成可能性も、山ノ内のいう「自助努力」、すなわち弁当の作り手の過重な負担を前提としたものである。いくら学校給食の目的を達することができるからといっても、義務教育において、一部の者にのみ過重な負担を課するような方法を積極的に評価することはできない。誰かに皺寄せがくるような制度設計は憲法上問題がある²⁶⁾。また、弁当対応では、結局はムスリムの子どもたちが例外扱いされていると言わざるを得ない。これが多様性の尊重という学校教育の目的に合致するのか。さらに、いじめの可能性は依然として残されている。

2-3 小学校給食費の「抜本的な負担軽減」について—2025年12月の3党合意批判

①概要：2025年12月18日、自公維3党は、公立小学校における学校給食費（食材費）の「抜本的な負担軽減」に向けた制度設計について合意に達した²⁷⁾。すなわち、給食を実施する公立小学校を対象として、子ども1人あたり月5,200円の基準額まで公費で負担する。学校給食法の改正は行わない。2026年度から始まる見通しであり、子育て世帯への支援の強化が目的とされている。この制度は無償化とは異なるため、3党は合意文書において「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」という表現を用いた。基準額は、2023年度の全国平均額（月4,688円）をもとに、食品の消費者物価指数の上昇を考慮して決めたという。今後は毎年給食費の調査をし、物価動向なども踏まえて額を見直すとしている。2023年度の給食費を都道府県別にみると、最高が福島県の5,314円、最低が滋賀県の3,933円であった。地元食材の活用や、給食の質向上のため費用を多くかける自治体もあり、金額には地域差がある。今回の基準額で賄えない自治体では、差額を自治体や保護者が負担することになるようである。一方で、2023年9月時点で、全国の市町村の約3割が独自の無償化に踏み切っていたから、こうした自治体の負担は減ることになる。事業費は3千億円規模であり、合意文書には「安定財源が必要」とされたが、具体的には記されなかった。

公立小学校には不登校やアレルギーなどで2万人以上の子どもがふだん給食を食べてい

25) 山ノ内裕子・四方利明「食マイノリティと多様性」関西大学人権問題研究室紀要（2021年）47頁。

26) 藤澤「教育の普遍的給付」社会保障法39（2023年）97頁以下で、筆者は、学校教育の普遍的給付に関するシステム構築に際しては「誰かを尊重しないシステムを作らない」という「原理」が存在するとした。

27) 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について」（令和7年12月18日）。概要は本文書及び『給食無償化』支給は1人月5200円 3党が合意、対象は公立小」朝日新聞デジタル2025年12月18日（<https://digital.asahi.com/articles/ASTDL2FK4TDLUTIL01DM.html>）（2025年12月閲覧）に沿ってまとめた。

ないとされるが、こうした子どもも含めて支給額は算出される。対象世帯への支援金の支給方針は地方自治体（都道府県及び市町村）に委ねられることになった。

②全国知事会・全国市長会の反応：3党合意を受けて、全国知事会は「いわゆる教育の無償化に関する意見」²⁸⁾を公表し、学校給食費支援について、以下の4点の意見を述べた。(1)給食の質確保と、市町村の実情を踏まえた市町村の求める水準の支援を求める。(2)交付金の柔軟な活用が可能な仕組みとすることなどで、給食費基準額超過分についても市町村の工夫で更なる負担軽減が可能にすること。(3)「いわゆる『給食費無償化』（学校給食費の抜本的な負担軽減）」という表現によって現場に誤解と混乱を与えないよう、市町村の考え方に沿って検討すること、(4)中学校給食の負担軽減の早期実現を求めること、である。

全国市長会は、2025年12月19日に「『学校給食費の抜本的な負担軽減』に関する意見」²⁹⁾を公表した。そこでは、3党合意について、結果として地方に負担を求める内容となっていること及び来年度予算編成の大詰めの時期に至るまで政府としての対応が示されず、そのため混乱が生じていることについて「誠に遺憾」であるとした。その上で、次の5点の意見を出した。(1)「いわゆる給食費無償化」は保護者負担を直ちに無くするものではなく、負担軽減措置であり、今回の措置で学校給食法に基づき保護者から徴収できるとされているこれまでの仕組みを変えるものではないことを、国の責任において明確に周知徹底すること。(2)支援基準額について、物価上昇の実情を的確に反映したものとするとともに、国において、毎年の確な調査を行うことにより実態との乖離のないようにすること。(3)財源確保策の徹底。(4)支援にあたって学校給食の公会計化を条件としないこと。また公会計化が推進されるよう、自治体に対して引き続き支援を行うこと。(5)今後の具体的な制度設計にあたっては、給食現場の実情を踏まえたものとなるよう地方団体の意見を十分に反映すること。

③若干の検討：3党合意について、若干の検討を行う。結論からいうと、筆者の表現でいうところの「思考停止的合意」であり、問題がありすぎる。以下に箇条書き風に示す。

(1)思考停止的合意；学校給食をめぐる規範的、憲法的問いを引き受けることなく、「無償化」の名の下に全てを回収してしまうという意味で「思考停止的合意」になっている。すなわち、なぜ学校給食が無償でなければならないのか、学校給食は誰のどのような権利・利益を実現する制度なのかといった問いに一切言及せず、国が一定額を交付することで地方自治体の負担軽減を実現するという財政問題に議論が矮小化されている。この合意において学校給食とは、教育でも福祉でもなく、家計支援の一項目に成り下がった、といえればいいすぎだろうか。

(2)学校給食の多様な側面の無視；3党合意は学校給食費の「抜本的な負担軽減（いわゆる無償化）」を再分配政策としてのみ理解している。たしかに、学校給食費無償化は家庭の経済的負担を軽減し所得格差の影響を緩和する可能性がある。しかし、学校給食の意味

28) 全国知事会「いわゆる教育の無償化に関する意見」（令和7年12月18日）。

29) 全国市長会「『学校給食費の抜本的な負担軽減』に関する意見」（令和7年12月19日）。

はそれに尽きるものではない。3党合意においては、子どもは給食を享受する主体でなく、給食を通じて自己の人格を成長させる存在でもなく、再分配の対象でしかない。ナンシー・フレイザーの言葉を借りれば、ここで行われているのは再分配のみであり、承認が切り落とされてしまっているのである³⁰⁾。

(3)権利論の不在；3党合意で想定されるのは、国が財源を用意して地方自治体に配分し、子どもが受け取るという一方的な給付構造である。ここでは給食の質の低下や内容不十分等があっても、子どもや保護者が異議を申し立てる法的根拠はない。子どもを権利主体として構想しない制度の下では、給食の「質」や子どもにとっての食事経験の内容が、制度の改善の対象となりにくい。例えば、物価上昇への対応として食材や調理方法が簡素化されたり（あるいは劣化したり）したとしても、所定の基準額の範囲内で給食が提供されている限り、制度上は適切に運用されていることになる。さらに、子どもが「まずい」「食べるのがつらい」など感じたとしても、制度上は適切に運用されていることになるから、是正を求める根拠になりえない。すなわち、子どもを権利主体として構想しない学校給食制度では、経験の質が制度設計の射程外におかれてしまうのである。

(4)「おいしい」の排除；3党合意では、誰が負担するか、いくら負担するかのみが述べられている。何が提供されるのか、学校給食という経験が子どもにとってどのような意味を持つのかという「質」については何も語られていない。これは、学校給食においては「最低必要栄養を確保すればよいという戦後型の『食の貧困』観」³¹⁾が制度の前提に据えられる危険性を孕む。しかし学校給食とは、単なる栄養摂取ではない。「おいしい」という公益に仕え、子どもの「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利を実現するものである。質を語らない無償化は、学校給食を維持するどころか、学校給食を理念から崩壊させてしまう恐れがある。

(5)どのように食べるかを考えない制度；3党合意は、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチ³²⁾からみても問題がある。3党合意で保障しようとするのは「食べる」こと（機能）のみであり、どのように食べるか、どのような食事経験を持つのか（潜在能力）という点は制度設計から外れている。学校給食を食べるのは子どもなのに、子どもは主体として扱われていないのである。

(6)憲法論の不在；義務教育無償は憲法の要請であるのに（憲法26条2項後段）、それに全く触れていない。また、本稿の立場からは、憲法25条、13条及び14条にも触れるべきであると考えるが、それもない。さらに、子どもの学校給食への権利についての言及もない。

30) フレイザーの理論については、多数の研究があるが、本稿では次のものを参照した。See, Nancy Fraser, *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Polity Press 2008（ナンシー・フレイザー〔向山恭一訳〕『正義の秤（スケール）：グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』〔法政大学出版局、2013年〕）。

31) 上田遥『食の豊かさ 食の貧困』（名古屋大学出版会、2024年）250頁。

32) センの理論については、多数の文献があるが、本稿では次のものを参照した。Amartya Sen, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press 1992（アマルティア・セン〔池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳〕『不平等の再検討』〔岩波書店、1999年〕）。

子どもはどこまでいっても制度の客体となっている。

(7)「貧しい」3党合意；学校給食について考える際には、学校給食を食べることの具体的な利益のありようを、生活に即した具体的な表現で表すことが重要なのである。しかし3党合意は、子どもを権利主体として構想せず、給食の質・経験という学校給食の根幹に関わる事項を制度の外に追いやるという看過できない問題を含んだものとなった。なお、3党合意に対して提出された全国市長会及び全国知事会の意見は、地方への過度な負担転嫁に異議を唱えるものだが、学校給食を「誰の、いかなる権利として構想するのか」という問いを提示してはいない。この点で、地方側の意見もまた、給食を再分配政策としてのみ把握する3党合意の問題設定を前提としてしまっているのである。

(8)予想される反論；本稿の検討について、3党合意は財政・制度設計のみを扱っており、子どもの権利に関する議論は別途なされるべき（あるいは予定だ）との反論が想定される。しかし、本稿の問題意識は、当該文書に権利論が「書かれていない」こと自体ではなく、給食無償化を構想する際に、子どもを権利主体として位置づける視点が制度の前提として採用されていない点にある。したがって、権利論を別に扱うこととする整理自体が、給食を再分配政策としてのみ把握する問題設定を前提としていると言わざるをえない。この反論は、的を外している。

3 「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利の改修

本章では、前章で論じた問題をさらに考察し、その上で、前稿で示した、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利論を再検討し、改修したい。まず、単一献立方式と弁当対応に関する考察をさらに行って、次に、自説の改修を行う。

3-1 「おいしい」を欠いた学校給食制度

①単一献立方式：これまでの検討からすると、単一献立方式は、各人の「おいしい」に対応できるものとは到底いえない。単一献立方式では、先述の山ノ内の指摘にあるような「個々のニーズに対応しつつ、多様性を尊重する」ものとはならない。あらためていうまでもなく、単一献立方式においては、子どもたちにメニュー選択の余地はない。さらにいうと、イスラムの子どもたちの「みんなと同じものを食べたい」という気持ちを尊重することにはなるが、「みんなと異なるものを食べる」ことを保障することができない。私見である「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利の立場からも正当化できないことはもちろん、「学校給食＝教育」言説（後述）からしても、単一献立方式は支持できないのではないか。

②弁当対応：弁当対応については、「みんなと異なるものを食べる」ことを保障できるという点で、大きな利点がある。しかし、「弁当箱に豚肉を入れられ」たり、他の子どもたちが給食なのに一人だけ弁当であることについて揶揄されたりといったいじめを防ぐのは容易でない。こういったことの予防や対策は、教員の力量に大きく左右されることになる。そこで、全員弁当持参にすればいいという考え方もありうる。しかし、農政史の藤

原辰史によれば、「弁当箱が学校に運ぶのは、親の愛情だけではない」。弁当箱は「家庭の経済状況」も運んでいるという。藤原は「親が忙しくて弁当を子供に持たすことができないために、子どもが水を飲んで我慢する風景、図書館に行って空腹をかかえて本を読んでいる風景が、いまの日本でもごくありふれたものになっている以上、弁当を学校に運べないことこそが、非常にリアルな何かを学校に運んでいることを意味する」とする。さらに藤原は「弁当を通じて発現する暴力を直視し、日本が、一億総中流社会などではもはやなく、階級社会であるという事実を認めてみても何らパチは当たらないはずだ。しかも、こうした事実の露呈は、親の目の届かない、未成年者たちの教育施設である学校で白昼堂々と展開しつつけている。社会の矛盾は、いつの時代だって、経済的に苦しい家庭に、そしてその子どもに向かうのだ」と指摘する³³⁾。このような「人間の心を傷つける暴力装置」³⁴⁾としての弁当に対抗するのが学校給食である。学校給食があれば、家庭の経済力にかかわらず、安価な食事を食べることができる。親の負担も軽減される。これは大きい。しかし、学校給食もまた、好き嫌いの多い子どもにとっては暴力装置となりうるし、「味の悪い給食もまた、暴力にほかならない」³⁵⁾。

藤原の、弁当は家庭の経済状況を学校に持ち込んでしまうという指摘は重要である。学校給食を実施せず、弁当持参にすることの最大のデメリットがここにある。この点だけをもってしても、学校給食の存在意義は大きい。したがって、学校給食制度とはどのようなもので、どのように運用すべきか、どうすればよりよい学校給食となるのかが検討されるべきということになる。

③子どもの「おいしい」を実現する立法・行政の役割：そこで、暴力装置としての学校給食をどう改善すべきかを考えることにする。藤原は、給食には「強制」という暴力があるとし、これを克服する方法について述べている。すなわち、短期目標としては嫌いな食べ物の交換をもっと自由なことだとする。しかしそれだけでは嫌いなものは嫌いなままで終わってしまう。そこで長期目標として、子どもも学校給食の一端を担うことを提案する。具体的には(1)家庭科の調理時間を増やして、一品でもいいので毎日子どもたちが料理を作る、(2)子どもたちが食材を購入しに行く、(3)食材を自分で育てること、これらによって給食時間の「強制」は解除されるとする。さらに藤原は、学校給食の地域解放を提案している³⁶⁾。

ここでは、藤原のいう短期目標である嫌いな食べ物の交換について考えたい。長期目標も興味深いが、遠大な構想であり、本稿の射程を超えるので取り上げないことにする³⁷⁾。

33) 藤原辰史『縁食論—共食と孤食のあいだ』(ミシマ社、2020年) 80-81頁。

34) 藤原前掲書78頁。

35) 藤原前掲書82頁。

36) 藤原前掲書84-86頁。

37) 藤原の長期目標のうち(3)は、第二次大戦前から行われていたし、今日でも調理実習のための野菜栽培などの試みは行われていると聞く。藤澤「教育と福祉の倒錯—学校給食費公会計化論の検討—」大阪経大論集67巻2号(2016年)155頁注25)では、1937年の岩手県で学校給食食材を自給しているところがあったことに触れた。

嫌いな食べ物の交換は、学校給食における完食強制を防ぐことを目的のひとつとするものであろう。たしかに、完食強制について、明らかに不適切な完食指導は「安全かつ健康に食事を楽しむという基本的人権」の侵害であるとの主張があり³⁸⁾、妥当である。また、木村草太は、学校給食では昔も今も完食強制と評価せざるを得ない事態が生じているとして、「食事の強制は、児童・生徒にとってトラウマ体験となり、成長してからも会食恐怖症などの深刻な症状を生む。仮に、そうした症状が出ないとしても、重大な人権侵害とらえなくてはならない。この点で、現在の食育基本法には、完食指導への警戒や、食の自己決定権への配慮が極めて弱い」として食育基本法の見直しを主張している³⁹⁾。私見もこれらの見解に同調する。完食強制には何ら積極的意義はなく、即刻止めさせ、学校給食の現場から排除しなければならない⁴⁰⁾。

「嫌いなものは嫌いなまま終わってしまう」という点については、味覚は年齢とともに変化していくものだから、学校に在籍している段階での好き嫌いについて、あまりとやかくいう必要はないと見ることもできる。むしろ、すべての子どもの「おいしい」を引き出すための条件をどのように整えるかの方が重要である。それができるのは給食実施者（市町村）及び国である。それは単に食材費を無償にすれば足りるというものではない。給食を食べる環境を整える義務もあると考えなければならない。具体的には、学校給食を食べる場所（ランチルーム）を整えたり、食器を誂えたり、メニューを充実させたりなどといった多様な取り組みが求められる。これまで、こういったことに、給食実施者や国はどの程度取り組んできたのか。国は地方自治体に丸投げしてきたのではないか。そもそも学校給食の無償化は当然の前提であり、その次の段階にある「おいしい」を真剣に追求することが求められている。しかし残念ながら、給食の無償化すら成し遂げられていないのが現状なのである。

3-2 「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利の改修

以上の検討を踏まえて、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利論の改修を行いたい。最初に前稿の議論を簡潔にまとめ、その上で改修する。

①前稿における議論：前稿では、子どもには学習権があると同時に成長発達権があり、これを満たすために学校給食が不可欠であるとする「学校給食＝教育」言説⁴¹⁾を批判した。

38) 富澤光・小林真「小学校における給食指導の問題点―事例研究と調査研究に基づく小学校での食育に関する提言―」富山大学人間発達学部紀要14巻1号11（2019年）11-22頁。

39) 木村草太『憲法の学校』（角川書店、2025年）164頁。

40) 本文では触れないが、学校給食を黙って食べるよう指導する黙食強制もやめさせる必要がある。黙食強制はコロナ禍における感染予防のために文科省により奨励されたものである。しかし、2023年に文科省は黙食の奨励をやめている。当の文科省がすでに黙食奨励をやめているのだから、これを続ける意味はない。「給食中にべちゃくちゃ喋るな」という意見もありうるが、これに関しては「なかよし給食」という実践がある。ここでは、給食時間を黙って食べる時間と話しながら食べる時間に分けるという試みが行われたという。富澤・小林前掲論文参照。

41) 石井拓児「子どもの成長発達の権利と学校給食の完全無償化」人権と部落問題2024年3月号6頁以

そしてこれに代わるものとして、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利論を展開した。すなわち、憲法25条を社会権の総則的規定と捉え、「健康で文化的な最低限度の生活」の「文化的側面」に関して、教育を受ける権利が保障されるとする伝統的な生存権学説⁴²⁾を起点とし、「健康で文化的な最低限度の生活」を「人間に値する生存」を保障するものと言い換え、生存権と教育を受ける権利とのかかわりの中で学校給食を捉え直した。結果として、学校給食とは、学校生活における人間に値する生存を保障するものであると位置づけた。学校給食における人間に値する生存の保障とは、健康や栄養という身体的側面を満たす（少なくとも満たさない生活をさせない）だけでなく、精神的側面を満たす（少なくとも満たさない生活をさせない）ものという意味と捉えた。そこから子どもにとって学校給食とは、学校生活において「おいしい」食事を食べることであり、学校給食とは「多彩な料理をおいしく味わう」公益を実現するものであるとした（「おいしい」は公益）。まとめると、学校給食とは「おいしい」という公益を実現するものであり、学校給食を食べることとは、学校生活において「おいしい」食事を「おいしく」食べることであり、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べることは「人間に値する生存」と結びつく。したがって、子どもの「おいしい」学校給食を「おいしく」食べることは、法的保護に値する利益である。筆者はこれを、子どもの「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利と名づけた。加えて、憲法は、国や市町村が学校給食を実施するにあたって「おいしい」食事の提供を要請しているとした。

②「おいしい」という公益と「おいしく」食べる権利のバッティング可能性について：この私見について、「おいしい」という公益と、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利とがバッティングする可能性がある（同一の規範レベルで競合する）との指摘がありうる。これに応答したい。

「おいしい」という概念について、前稿ではあえて定義せずに議論を進めた。これは、各人の「おいしい」はいかにして実現されるのかを、国家・地方自治体との関係から考えてみたいという狙いがあったからである。このように考えれば「おいしい」という概念を定義する必要はないのではないかと考えた。しかし、定義しないことにはやはり問題があると考え直し、本稿のこれまでの検討を踏まえ、次のように考えることとした。

すなわち、「おいしい」とは、味覚的評価（美味しい）に加え、子どもの嗜好、年齢、文化的背景および健康上の条件（アレルギー等）を踏まえたものであり、すべての子どもが排除されることなく安心して参加できる学校給食の性質を指す概念である。さらに言えば、本稿における「おいしい」とは、単なる味覚的評価に還元されるものではないが、同時に味覚的側面を欠いては成立しえない概念であり、子どもが学校給食を享受するための身体的・社会的・教育的条件が統合された食事経験の質を指すものとする。「おいしい」という公益は、国家に対する制度設計上の指針（政策策定指針）であり、憲法25条・26

下など多数。

42) 佐藤功『憲法（上）[新版]』（有斐閣、1983年）419、444-5頁。

条・13条及び14条に基づく立法・行政裁量を方向づける価値である。

次に、「おいしく」食べる権利についてである。「おいしく」食べる権利として子どもに保障されるのは、「おいしい」それ自体への権利ではなく、上のような学校給食を享受することのできる権利と把握できる。すなわち、「おいしい学校給食をおいしく食べる権利」とは、味覚的満足そのものへの権利ではなく、子どもが自己の嗜好、身体的条件および文化的背景を踏まえつつ、学校給食の参加者として正当な取扱いを受けながら⁴³⁾ 相当な学校給食を享受し得る法的地位（エンタイトルメント）である⁴⁴⁾。できれば憲法上の権利であるとしたいが、現在のところはこのようにしておきたい。これによって、公益と権利との衝突は回避されるものと考えられる。

③「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利の改修：前稿における議論では、自説における福祉の側面を強調しすぎていたきらいがある。そこで本稿では、学校給食には教育と福祉の側面があるという部分を、学校給食制度が果たす教育的機能および福祉的機能として捉え直すことにし、検討しなおした上で、次のように考えた。学校給食とは、教育的機能と福祉的機能を有するものであり、学校生活における子どもの「人間に値する生存」を保障する制度として理解される。学校給食における人間に値する生存の保障とは、単に生命・健康の維持を可能とする最低限度の条件を確保することにとどまらず、子どもが学校生活の中で学校給食の参加者として正当に取り扱われ（承認され）ながら食事を経験しうる条件を整えることを意味する。この意味での学校生活における人間に値する生存の保障とは、次の4つの側面において具体的に現れる。

(1) 身体的側面（健康の保持・増進と苦痛の否定）；第一に、身体的側面である。これは、学校給食が栄養的に適切であることと、食べることが身体的苦痛とならないよう配慮されていることを意味する。栄養面での適切さを保障するという点で、学校給食摂取基準は、引き続き重要な意義を有する。他方、栄養的に適切であるというだけで、子どもに無理な喫食を強いることは許されない。無理な完食指導や、食缶を空にすることを目的とした強制的な喫食は、子どもに給食を身体的苦痛へと転化させるだけでなく、後述する精神的側面にも深刻な影響を及ぼすものである。

(2) 精神的側面（食に関する選択の自由）；第二に、精神的側面である。ここでいう精神的側面とは、食べる／食べない／残すといった行為について、子どもに相当の裁量が認められていることを意味する。すなわち、味覚や嗜好の違いが否定されず、食事に関する選択の自由が尊重されることが必要である、ということである。例えば、アレルギーや宗教的理由により学校給食を食べられない子どもが弁当を持参する場合、それは学校側の「配慮」によって例外的に許容されているのではなく、子どもが自己の身体的・文化的条件に即して「おいしく」食べる権利を行使しているものと理解される。

(3) 教育的側面（強制のない学習経験としての学校給食）；第三に、教育的側面である。

43) 学校給食の参加者として正当な取扱いを受けるという表現は、遠藤美奈『『在る』ことを繕う—憲法と相談支援』菊池馨実編著『相談支援の法的構造』（2022年、信山社）13頁以下にヒントを得た。

44) エンタイトルメントについては、葛西まゆこ『生存権の規範的意義』（成文堂、2011年）参照。

学校給食は、子どもが食の楽しさや意味について語り合い、考え合う機会を保障することにより、食に関する理解を深める場でもある。食育はここに含まれる。この点において、学校給食は子どもの成長発達権を支える役割を担っている。しかし、子どもの成長発達権は、強制や規律の名のもとに子どもを抑圧することによって達成されるものではない。したがって、完食を事実上強要する指導は、教育的側面からも正当化されない。

(4) 社会的側面（スティグマを避け共食に参加する）；第四に、社会的側面である。学校給食は、貧困や家庭環境の差異が可視化されにくい仕組みとして機能しうる制度であり、子どもが経済的事情や家庭環境によって排除されることを防ぐ役割を果たしてきた。したがって、学校給食とは、子どもが「食べられない子」「残す子」としてスティグマを押されることなく、周囲と同じ時間・空間を共有しながら食事をとることを可能とするものでなければならない。学校給食は、単なる個人の栄養問題ではなく、学校における対等な参加可能性を支える制度である。

これら4つの側面は排他的に独立しているわけではなく、相互に補完し合いながら、学校給食を子どもにとって価値ある食事経験として成立させている。つまり、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利とは、単一の利益や価値に還元されるものではなく、身体的・精神的・教育的・社会的という複数の側面が重なり合うことによって成立するものである。しかし、にもかかわらず、現行の学校給食制度は、これらの側面を十分に統合する形では設計されてこなかった。

さて、ここから制度設計を論じてもいいのだろうが、本稿はここで足を止める。次節3-3では、学校給食においてなぜ「おいしい」が軽視ないし等閑視されてきたのかを考察する。この考察は、論文の構成からすれば蛇足かもしれない。しかし、これまでの制度設計を支えるものが一体何だったのかをここで検討しておく必要性が、どうしてもあると考えられるから、とりあげることにした。

3-3 学校給食においてなぜ「おいしい」が軽視ないし等閑視されてきたのか

①天野貞祐「学校給食と人間形成」⁴⁵⁾：学校給食において、なぜ「おいしい」が軽視ないし等閑視されてきたのか。私見は、天野貞祐『学校給食と人間形成』という小冊子にその源流の一端を垣間見ることができるのではないかと考える。本小冊子は全4ページしかない、まさに「小冊子」である。出版年は不明であるが、冊子末尾に「本冊子は、昭和36年12月11日学校給食15周年記念会における天野貞祐先生の記念講演の内容を学校給食15周年記念会が要約して、刊行したものである」と書かれている。したがっておそらく1962年ごろに発行されたものと思われる。以下、天野の言説を整理し、検討したい。

天野はこの小冊子で、学校給食は学童の体位向上ばかりでなく、学童の人間形成にもき

45) 天野貞祐『学校給食と人間形成』（出版年不明）。この小冊子は、筆者が、古書店で学校給食十五年記念会編『学校給食十五年史』（1962年）を買い求めた際に、挟んであったものである。ただ、これがもともとこの書籍の付録としてついていたのかどうか、あるいは古書店のサービスだったのか、はたまた他の理由によるものなのかは、残念ながら筆者にはわからなかった。

わめて効果があると述べた。いわく、子どもたちは、学校給食によってさまざまな良き習慣を養うことができる。習慣づけは、観念的抽象的な訓話によっては困難だが、食事という生きた経験を媒介にすれば、比較的容易になされうる。具体的には、第一に、食事によって、礼儀を会得できる。第二に、偏食を矯正する。第三に、友情がつちかわれる。第四に、子どもに国家的自覚が培養され、父母には子どもが単なる親の所有物であるのではなく、国家の宝であることを自覚せしむる。これらのうち、本稿に強く関連する第二の点をもう少し見る。

天野によれば、学校給食は偏食を矯正することができるという自説について、次のとおり説明する。すなわち、どういう食べ物でも他人の食べるものを喜んで食べるという習慣は大切なことだが、この関係において最重要なことは、「欲望の抑制によって、克己の習慣を身につけることである。好まぬ食物を食べるためには、自己の欲望を否定せねばならぬ。換言すれば、自己を欲求から解放し、自由にせねばならぬ。人は、しばしば好むものは食べ、好まぬものは食べぬのが自由だと思う。好まぬものを食べるのを不自由だと思う。もし、それが自由であり、不自由であるならば、動物の方が人間よりも自由だと言わねばならぬ。しかし、人間をして人間たらしめる自由は、欲求や衝動を否定して、広義の法に従うところに成立する。…自己の欲求を否定して法に従うことこそ、真の自由であることが、会得されねばならぬ。しかも、この会得が、学校給食において、基礎づけられることを思うべきである」⁴⁶⁾。

天野の言説は、現在の目から見れば、単なる根性論にしか見えない。しかし、たしかに、学校給食法制定当初から、学校給食には偏食矯正の役割が期待されていた⁴⁷⁾。おそらく学校給食法制定当初から偏食矯正の必要性がいわれていたのだろう。筆者の推測するところ、当時の天野の影響を鑑みると、天野の言説に触れた一定数の教師が「好きなものばかり食べるのは人間でない。真の人間は…」とか「偏食矯正により、真の自由が会得されるのだ」などとして、教育現場で実践に移していたのではないかと⁴⁸⁾。

ここから次の見立てができる。すなわち、当時、学校給食において「おいしい」（＝美味しい）ものばかりを食べることは、教育上問題があると考えられたから、「おいしい」（＝美味しい）という概念は軽視ないし等閑視された。そして、偏食矯正は人間形成につながるとする天野の言説が完食強製の理論的下支えになった。この影響が現在にも及んでいる。もちろん天野の言説のみに立脚したこの見立てがどこまで正確かはわからないが、仮に外していたとしても、学校給食において「おいしい」が軽視ないし等閑視されている

46) 天野前掲書 2-3 頁。

47) 例えば、学校給食法制定に係る国会審議において、田中久雄衆議院議員（当時）は「学校給食は児童の体位向上、偏食防止、衛生並びに自立の精神の涵養、及び童心に貧富の差別を及ぼさないという配慮等、純教育目的より見ましても、教育の一環として重要な役割を演じておる」（下線筆者）と述べている。偏食防止は「純教育目的」に含まれると考えられていたと見ることができる。第16回国会衆議院文部委員会第23号（昭和28年8月5日）4頁。

48) 嫌いなものを食べさせることができる学校給食実施方法として最も優れているのは、単一献立方式である。

ことの傍証にはなるだろう。

②なぜ学校給食において「おいしい」は軽視ないし等閑視されてきたのか：では、なぜ学校給食において「おいしい」は軽視ないし等閑視されてきたのか。

第一に、味覚が主観的なもの⁴⁹⁾だから、法や制度の対象として捉えにくいと理解されてきたからという点がある。しかし、すでに見たとおり、本稿における「おいしい」は、味覚という要素を欠いては成立しえないが、単なる味覚の評価に還元されるものでもない。「おいしい」とは、身体的・精神的・教育的・社会的側面が統合された食事経験の質を指す概念である。「おいしい」は学校給食制度において必ず保障されなければならないものである。

第二に、学校給食が長らく「規律」や「矯正」の場として理解されてきたことが影響していると考えられる。天野は、学校給食に偏食矯正や克己の訓練を見出し、欲望の抑制こそが人間形成につながると述べた。ここから考えるに、学校給食は、子どもの嗜好を尊重する「楽しい」場というよりも、子どもを一定の規範へと向かわせる装置として理解されてきたのではないか。帰結として、「おいしい」ものを食べることは教育的に問題がある、あるいは少なくとも優先度の低いものと位置づけられてきたのではないか。

この理解のもとでは、給食が子どもにとって苦痛となる場合であっても、それは教育上やむを得ないものとして正当化されることになる。単一献立方式や完食指導が長らく当然視されてきた背景には、こうした「思想的基礎」が存在していたと推測される。結果として、学校給食を食べることにより得られる子どもの具体的利益である「おいしい」ばかりでなく「楽しい」も消滅してしまった。もちろん、今日の食育においては、楽しい学校給食が標榜されており、「楽しい」については改善されてきたといえるかもしれない。しかし、右の「思想的基礎」は完全に斥けられたといえるだろうか。少なくとも、「おいしい」についてはそうとはいえない。

以上を踏まえると、「おいしい」が学校給食制度において等閑視されてきたのは、味覚＝「おいしい」、そこから生じる「食＝栄養不足を補うもの」とする狭隘な理解（戦後的「食の貧困」観）と、給食を規律や矯正の手段として捉え、子どもを尊重することや参加可能性などを十分に考慮してこなかった制度設計に起因するものといえることができる。

③承認・選択の自由・学校給食：しかし、食に関する狭隘な理解や子どもの状況を十分に考慮しない制度設計は、本稿のこれまでの検討からすれば、正当化できないものである。

(1)承認；ナンシー・フレイザーによれば、正義は単なる資源の再分配にとどまらず、社会的承認や対等な参加可能性を含む多元的な概念として捉えられるべきである⁵⁰⁾。学校給食に即していえば、無償化や栄養基準の充足といった、いわば「再分配」の側面だけでは、子どもが給食の場において劣位におかれたり、屈辱を経験することのない、対等な参加者として位置づけられるとは限らない。「おいしい」という要素は、子どもが、学校給食と

49) 味覚が主観的なものであるとの理解に疑問があるとするものとして、源河亨『「美味しい」とは何か』（中公新書、2022年）。

50) フレイザーについては、前掲注30) 参照。

いう場において、正当な参加者として承認される経験を支えるものとなる。

(2)選択の自由；アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチ⁵¹⁾の観点からすれば、重要なのは食事が提供されているという結果それ自体ではなく、子どもがそれを価値ある実践として享受しうる自由が確保されているかどうかである。給食が形式的に提供されていても、味覚的に著しく不快であったり、完食を強制されたりする状況では、子どもは実質的に「食べる自由」を有しているとは言い難い。本稿でいう「おいしい」学校給食とは、このような実行可能な自由を支える制度的条件を意味する。

(3)承認・選択の自由・学校給食；筆者は、フレイザーについてもセンについても専門家ではなく素人ではあるが、これらの理論は学校給食制度の問題点を明らかにし、「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利論の補強に資するものと考えて、あえて使用した。また、学校給食制度というのは目的からして複雑なものであるから、単一の政治理論、道徳理論で説明し切る必要はないと考えたのもこうした取り上げ方をした理由である。本節の小括は次のとおりである。これまで学校給食制度が軽視ないし等閑視してきた「おいしい」は、子どもが学校給食の参加者として正当に取扱われながら食事を経験することを保障するためにどうしても必要な概念である。

おわりに

本稿の結論は次のとおりである。①学校給食とは、教育的機能と福祉的機能を有するものであり、学校生活における子どもの「人間に値する生存」を保障する制度として理解される。学校給食における人間に値する生存の保障とは、単に生命・健康の維持を可能にする最低限度の条件を確保することにとどまらず、子どもが学校生活の中で尊重されながら食事を経験しうる条件を整えることを意味する。具体的には、(1)身体的側面、(2)精神的側面、(3)教育的側面、(4)社会的側面の4側面に整理される。②学校給食とは「おいしく味わう」公益を実現するものである（「おいしい」は公益）。「おいしい」とは、味覚的評価（美味しい）に加え、子どもの嗜好、年齢、文化的背景および健康上の条件（アレルギー等）を踏まえたものであり、すべての子どもが排除されることなく安心して参加できる学校給食の性質を指す概念である。「おいしい」という公益は、国家に対する制度設計上の指針（政策策定指針）であり、憲法25条・26条・13条・14条に基づく立法・行政裁量を方向づける。③子どもは「おいしい」学校給食を「おいしく」食べる権利を有する。この権利は、味覚的満足そのものへの権利ではなく、子どもが自己の嗜好、身体的条件および文化的背景を踏まえつつ、学校給食の参加者としての正当な取扱いを受けながら相当な学校給食を享受し得る法的地位（エンタイトルメント）である。

学校給食を、子どもの学校生活における人間に値する生存を保障する制度として再構築することが、今後の憲法解釈論及び制度設計の課題である。

51) センについては、前掲注32) 参照。